

# 税の申告受付が始まります

# 申告はお早目に

平成30年度の「市県民税」と平成29年分の「所得税」の申告の時期です。

この申告は、平成30年度に納めていただく市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの額を算定するための重要な資料になります。期限内に必ず申告してください。

■ 税務課（内線122～124）

**申告期限**  
**3月15日(木)**

## 市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の申告

### ◎ 申告・受付会場

▼ 受付時間 午前9時～11時30分／午後1時～4時

地区	とき	ところ
西大村	1月30日(火) ～2月2日(金)	中地区公民館 (注1)
萱 瀬	2月5日(月)	萱瀬住民センター
福 重	6日(火)	福重 〃
竹 松	7日(水) ～9日(金)	竹松 〃
松 原	13日(火)	松原 〃
三 浦	14日(水)	三浦 〃
鈴 田	15日(木)	鈴田 〃
大 村	16日(金) ～28日(水) ※土・日曜日を除く	市役所大会議室

### ◎ 申告に必要なもの

※「所得税の確定申告書」を提出する人は、申告の必要はありません。  
(注1) 駐車場に限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

- 印かん、申告書、源泉徴収票(年金、恩給を含む)、マイナンバー、本人確認書類
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費など各種所得控除のための証明書
- 営業、農業、不動産などの事業所得がある人は収支内訳書
- そのほかに収入がある人は、その収入がわかる書類
- 配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の収入がわかる書類

## 所得税の確定申告

### ◎ 申告・受付会場

◆ 市役所(2階大会議室)

▼ 受付時間 午前9時～11時30分／午後1時～4時

▼ とき 2月16日(金)～3月15日(木)(土・日曜日を除く)

### ◆ 諫早税務署会場

▼ 受付時間 午前9時～午後4時

▼ とき 所得税、贈与税の申告・納付：3月15日(木)

▼ まで

消費税の申告・納付：4月2日(月)まで

還付の申告：随時受け付けます

確定申告相談：2月16日(金)から(いずれも平日のみ)

### ◎ 振替納税をご利用の

▼ 所得税の振替日 4月20日(金)

▼ 消費税の振替日 4月25日(木)

### ◎ 注意事項

- ・ 市役所会場では事業所得(青色申告など)、譲渡所得(土地・株式など)の申告は受け付けできません。
- ・ 農業所得、不動産所得、営業所得などの申告は、あらかじめ収支内訳書を作成のうえお越しください。
- ・ 所得税の納付書納入期限は、3月15日(木)です。

### 国税庁のホームページをご利用ください

国税庁のホームページでは、確定申告書を作成することができます。作成後、郵送または、e-Taxで税務署へ提出してください。

▼ 国税庁のホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

▼ 郵送先 〒854-8666 諫早市永昌東町25-45 諫早税務署

■ 諫早税務署 ☎1370

## マイナンバーの記載が必要です

申告書へのマイナンバーの記載と、次のうちどちらかが必要です。

- マイナンバーカード(顔写真付きのもの)
- マイナンバー通知カードと、マイナンバーの持ち主であることを確認できる書類(運転免許証、保険証など)

■ 税務課(内線1222~1224)

## 市県民税の申告会場

### マイナンバーカードの申請ができます

市県民税の申告会場で、マイナンバーカード申請の特設コーナーを設置します。

紙製の通知カードからプラスチック製のマイナンバーカードに切り替えると、証明書コンビニ交付サービスや身分証明書に利用でき、大変便利です。

▼受付時間 午前9時30分~正午(午後1時~4時)

▼とき・ところ 市県民税の「申告・受付会場」とおり(市役所会場は市民課で受付)

▼必要なもの 個人番号カード交付申請書(通知カードに同封していたもの)、身分証(運転免許証や保険証など)、証明用写真(縦4.5センチ、横3.5センチで、6カ月以内に撮った正面・無帽・無背景のもの)

※必ず本人がお越しください。

※希望する人には、申請補助(顔写真の撮影)を行います。写真店で撮影するより画質が劣る場合があります。また、撮影した写真は印刷してお渡しできません。

※カードの交付は約1~2カ月後です。

■ 市民課(内線1802)

## 公的年金等の収入が400万円以下の皆さんへ

公的年金等の収入金額が400万円以下(注2)で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告は必要ありません。

(注2) 複数の公的年金等を受給している人は、その収入金額の合計額。

### 次に該当する人は確定申告をしてください

所得税が源泉徴収されている人のうち、確定申告をすることで所得税が還付される人は、税務署または市役所で確定申告をしてください。

### 次に該当する人は市県民税の申告が必要です

●公的年金等を受給している人で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除、扶養控除、寡婦(寡夫)控除など)以外の各種控除(医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除等の追加)の適用を受けるとき

●公的年金等に係る雑所得以外に20万円以下の所得(農業所得、不動産所得、一時所得など)があるとき

■ 税務課(内線1222~1224)

## 税務署の閉庁日も対応します

▼とき 2月18日(日)・25日(日)

▼受付時間 午前9時~午後4時

▼ところ NBC別館(長崎市上町1-35)

※長崎税務署が対応

▼対応内容 確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受、納付相談

■ 諫早税務署 ☎ 221370

## 住民税の住宅ローン控除対象者の皆さんへ

▼対象者 次の要件をすべて満たす人

ア.平成11年~18年末まで、または平成21年~33年12月末までに入居した人

イ.平成29年分所得税申告(年末調整および確定申告)で所得税の住宅ローン控除を受けている人

ウ.平成29年分所得税申告で、住宅借入金等特別控除後の申告所得税額(源泉徴収税額など)が0円で、かつ住宅借入金等特別控除可能額(限度額)に残額がある人

▼控除額 次のいずれか小さい額

ア.所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税で控除できなかった額。

イ.所得税の課税総所得金額などの額に7%を乗じて得た額(最高1336,500円)

※平成26年4月1日以降に入居した人で、住宅取得等の対価の額の消費税率8%で購入した人の場合は、右記の額になります。なお、平成26年3月31日までに入居した人で、住宅取得等の対価の額の消費税率が5%の場合は所得税の課税総所得金額などの額に5%を乗じて得た額(最高97,500円)になります。

■ 税務課(内線1222~1224)

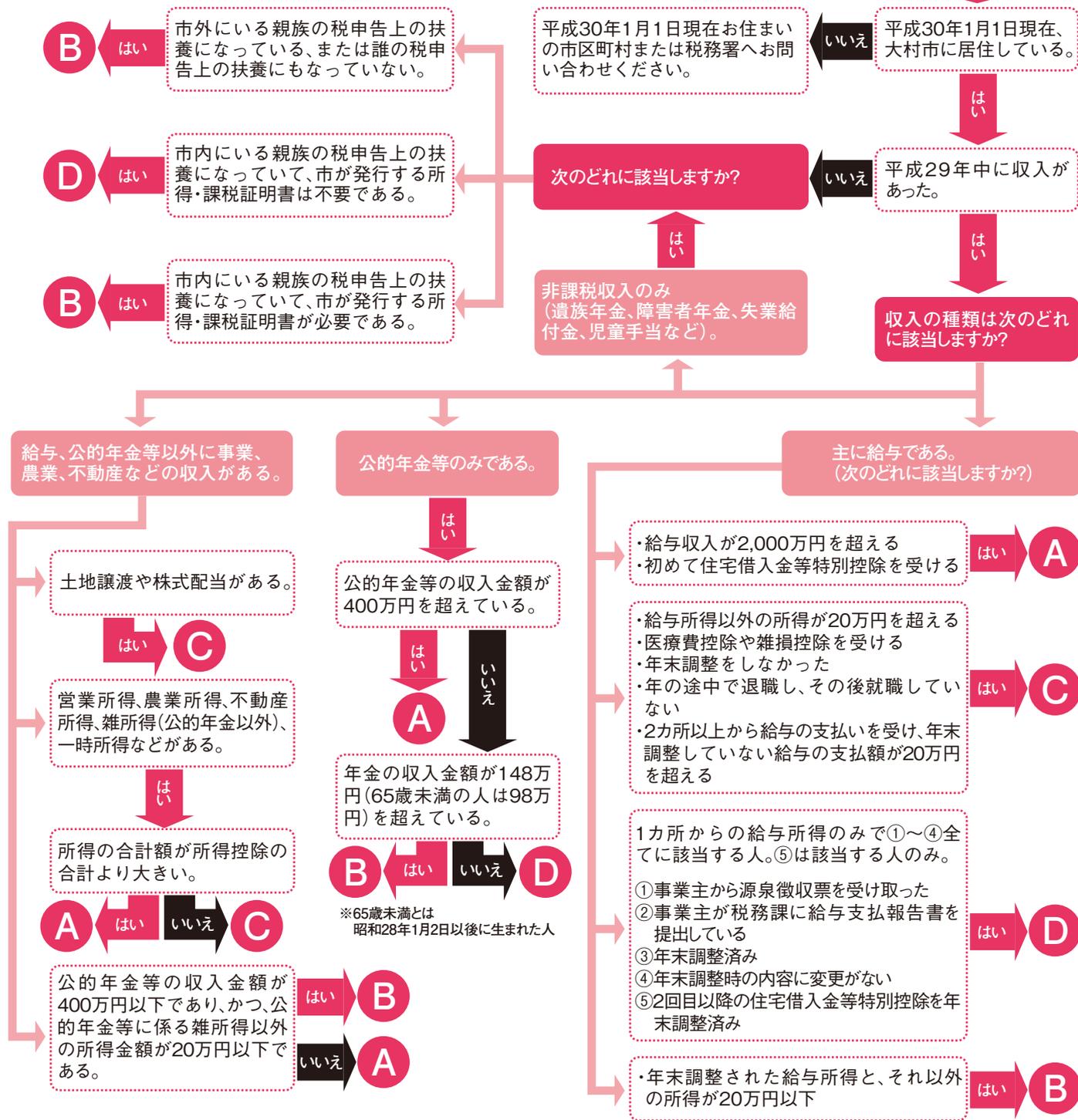
## 医療費控除には明細書の提出が必要です

医療費控除のための領収書の提出が不要になりました。「医療費控除の明細書」を作成し、提出してください。なお、領収書は5年間の保存が必要です。

■ 諫早税務署 ☎ 221370

# あなたは申告が必要？不要？

スタート



**A** 「所得税の確定申告」が必要です  
収入が公的年金等のみの人は、所得税が還付される場合があります。

**B** 「市県民税の申告」が必要です  
国保税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料の算定などの基礎資料になります。

**C** 「市県民税の申告」「所得税の確定申告」どちらかが必要です  
税務署から確定申告書や申告のお知らせがきなどが届いた人は、所得税がかからなくても確定申告が必要な場合があります。

**D** 申告は不要です

※この表は一般的に解説したものであり該当しない場合もあります。